

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と業務の継続の両立のための ガイドライン（令和2年5月29日現在）

—抜粋—

4. 会議等の扱いについて

- (1) 機構内の会議等については、感染拡大を回避する観点から、原則として、web 会議又はメール等を活用した実施方法によるものとする。
- (2) やむを得ず対面による会議等を開催する際には、会議主催部署は、参加者のマスク着用、適時の換気、参加者相互の十分な距離の確保など、可能な限り感染防止の工夫を行うこととする。また、時差出勤を行う職員等にも配慮した時間帯での開催や、在宅勤務を行っている職員等のオンライン参加を前提とした開催など、会議等の開催の在り方を工夫するものとする。
- (3) 研修・講演についても、web 会議、e-learning の活用等により実開催は必要最小限とする。特に、大人数（参加者 50 名以上）の研修・講演等の実開催は極力回避する。
- (4) 懇親会（歓迎会、送別会等）は行わない。

5. 研究活動・研究環境について

上記 1～4 に加え、各研究室等における研究活動や研究環境については、文部科学省「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」（以下「文科省ガイドライン」という。）も参照としつつ、次のような取組の実施に努める。

- 実験施設・設備の利用は最低限に留め、データ解析等はできる限り在宅で行う。
- 三密回避のための実験施設の利用計画、設備の運転計画等を検討する。
- 安全管理上の観点から複数の職員等が同時に操作を行う必要がある研究施設・設備については、マスクの着用、人と人との距離の確保などの感染防止対策を徹底する。
- 三密回避の観点から職員等が単独で長時間の実験・施設利用を行う場合には、他の職員等に対して利用開始・終了の声掛けを行ったり、記録を取ったりするなど、万が一の事故に備えた安全対策も講じる。

6. イベントの実施等について

(1) イベントの開催については、実開催に替えて web 会議等を活用したオンライン開催(※)が可能な検討を行う。

※ 文科省ガイドラインでは、web 会議ツールを活用したライブ配信、特設サイトを
活用した用いたオンデマンド配信などによる学会の開催、バーチャル会場の設置、
web 会議ツールを活用した審査や質疑応答、web 会議ツールを利用した研究所等の
見学などが例示されている。

(2) オンライン開催が困難なイベントについては、参加人数を 100 人以下（都道府県から更に小さい数字が示されている場合には、その数以下）、かつ、実施会場の収容定員の半分以下にすることを当面の目安としつつ、会場が所在する都道府県のイベントの開催に関する対応方針を確認し、必要な感染防止策を十分に講じることを前提に、担当理事及び総務系理事の承認を得て開催するものとする。特に、以下の感染防止策を行うものとする。

- 参加人数や案件を絞る。
- 三密回避の観点から、換気を実施する。
- マスク着用、手洗い、咳エチケット等の呼びかけを実施する。
- 体調不良者の参加自粛を呼びかける。
- 至近距離での会話などが行われないよう座席配置等を工夫する。
- 参加者名簿の作成と、政府により導入が検討されている接触確認アプリの活用の周知を実施する。

(3) また、イベントを実開催する場合、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、こうした交流等を極力控える。

(4) 本部展示室、地方拠点が管理する展示室（鹿島、沖縄）については、類似の近隣施設の開館時期や入館手順などの動向も注視しつつ、各地の入館者属性を考慮した感染防止策(※)が整い次第順次開館する。

※ 文科省ガイドラインでは、参加者を少人数のグループに分け、多数の人が同じ施設・部屋に集まらないよう見学スケジュール・動線等を工夫することが例示されている。